



第7回 定時総会

書面開催にて 可決承認

決議事項

- ① 令和元年度決算報告承認の件
- ② 会費等に関する規則一部改正(案)承認の件
- ③ 理事29名選任の件
- ④ 監事2名選任の件
- ⑤ 定時総会の決議があつたものとみなされる日の決定の件

第7回定時総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第一項及び定款第20条「決議の省略」の規定に基づき、いわゆる書面開催とし、全正会員（議決権行使者）へ提案書を送付し、同意書を返送してもらう方法により実施いたしました。その後、全正会員から決議事項の提案に対して同意をいただき、令和2年6月18日付けをもって、定時総会の決議があつたものとみなされました。

これにより、新年度の役員が決まりましたが、新任の方は理事15名、監事2名の合計17名で新たな顔ぶれとなりました。

第62回 理事会の焦点

事業継続の支え となる体制づくり

開催日時

6月22日(月) 午後1時

場所

日個連会館

決議事項

- ① 会長、副会長及び専務理事選定の件
- ② 副会長の代行順序決定の件
- ③ 委員会委員選任の件
- ④ 対外役員等推薦候補者選出の件
- ⑤ 関東支部推薦役員候補者選出の件
- ⑥ 関東支部推薦委員候補者選出の件
- ⑦ 関東支部代議員選出の件
- ⑧ 全個協会員の議決権行使者選出の件

第7回定時総会により新たに選任された29名の理事全員及び監事2名の出席をもって、第62回理事会が開催されました。

新生理事による最初の理事会では、会長、副会長をはじめ、各委員等の選任が滞りなく行われ、全員による承認を経て、新しい執行部が決定しました。就任の挨拶として、秋田会長より「個人タクシー業界は事業者減少等の既存の問題に加え、新型コロナウイルスの猛威による厳しい局面を迎えています。何とか事業を継続していただけるよう、理事会の中でも色々と決めていきたいと思います」と

いう決意表明が行われ、新体制がスタートとなりました。

また、書面開催となった定時総会で行えなかった「役員等表彰」「事故防止コンテスト」「セーフティドライバークンテスト」「地理モニター表彰」の表彰式も理事会にて行い、表彰を受ける代表者に惜しみない拍手が送られました。



左から水野副会長、櫻井副会長、秋田会長、冨本副会長、城副会長、丸山副会長

都内個人タクシー現況 (令和2年6月1日現在)

許可事業者数 11,657名 (前月比 -34名)

(特別区、武三11,257名 北多摩152名 南多摩248名)

傘下事業者数 11,315名 (前月比 -118名)

(特別区、武三10,920名 北多摩148名 南多摩247名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

令和元年度事業報告（一部抜粋）

業界の現況

「令和」という新しい時代が始まった中、今の世界は混沌として予断を許さない事態となっております。令和元年11月に中国湖北省武漢市で新型コロナウイルスの発生が確認され、同市でのアウトブレイク（感染症集団発生）は中国各省に感染が拡大し、令和2年に入ると、感染者の移動に伴い世界各国に拡散する異常事態となりました。

政府は、新型コロナウイルス感染が拡大している東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県に対し4月7日からの緊急事態宣言を行い、その他の道府県に対しても4月16日からの緊急

事態宣言を行いました。これにより、全都道府県が新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施することになりました。

基本は、不要不急の外出や3密（密閉・密集・密接）を避け、テレワークなどを5月6日まで実施することとなりました。

主な取り組み状況（一部抜粋）

【個人タクシー事業の法令遵守の徹底について】

ここ数年、個人タクシー業界は本来ありえない無車検運行、無免許運転、救護義務違反等が頻発し、まさに緊急事態でありましたが、令和元年度は無車検運行、無免許運転については発生することなく終わることができました。しかし、年度

末最終の4月に残念ながら飲酒運転が1件発生してしまいました。

優秀適格者に与えられた個人タクシーの許可事業者にはあつてはならないことは言うまでもなく個人タクシーの信頼を著しく失墜させるものであります。営業時だけでなく、自家使用時必ずアルコールチェックを徹底するようお願い申し上げます。

【消費税率引き上げに伴うタクシー運賃の改定について】

令和元年10月1日の消費税率10％への引き上げに伴い、個人タクシー事業者は消費税増税転嫁の新たな公定幅運賃への届出を行い、東京特別区・武三交通圏においては初乗り1・052キロメートル、

410円から420円（一部事業者を除く）への改定により新運賃がスタートしました。

当協会においても、切迫した日程の中で改定作業がスムーズに進むよう諸届出用紙、運賃料金表、運賃ステッカー、リーフレット等を作成・配付するとともに各団体協力のもと取りまとめ作業を行いました。

しかし、北多摩交通圏、南多摩交通圏においては、消費税増税転嫁と同時に初乗距離短縮を含む本運賃改定が実施されることを想定して準備をしておりましたが、年が明けた2月1日によりやく国の方針で突如先送りされ本運賃改定が行われることとなり、初乗り1・2キロメートル、500円で改めてスタートを切ることとなりました。

正味財産増減計算書 令和元年5月1日から令和2年4月30日まで (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取登録料	327,000	385,000	△ 58,000
受取会費	253,762,300	265,798,100	△ 12,035,800
会員受取会費	133,932,700	140,283,700	△ 6,351,000
上部団体受取会費	119,829,600	125,514,400	△ 5,684,800
事業収益	5,811,600	6,006,900	△ 195,300
研修事業収益	4,843,000	5,026,900	△ 183,900
代行業収益	968,600	980,000	△ 11,400
雑収益	1,240,519	1,433,707	△ 193,188
受取利息	2,008	6,047	△ 4,039
雑収益	1,238,511	1,427,660	△ 189,149
経常収益計	261,141,419	273,623,707	△ 12,482,288
(2) 経常費用			
役員報酬	10,181,010	10,235,400	△ 54,390
給料手当	50,150,550	48,327,833	1,822,717
役員退職給付費用	833,000	833,000	0
退職給付費用	2,708,000	3,123,000	△ 415,000
法定福利費	9,549,750	9,400,232	149,518
福利厚生費	460,006	356,873	103,133
会議費	5,785,920	7,638,142	△ 1,852,222
旅費交通費	14,816,170	17,806,240	△ 2,990,070
通信運搬費	2,989,678	2,959,730	29,948
減価償却費	4,681,010	2,640,646	2,040,364
報奨費	700,000	700,000	0
什器備品費	91,673	40,000	51,673
消耗品費	1,061,843	1,038,868	22,975
会場費	2,961,902	2,959,092	2,810
委託費	3,779,534	3,572,856	206,678
印刷製本費	12,216,710	11,849,776	366,934
賃借料	8,464,256	8,361,024	103,232
清掃費	196,020	181,793	14,227
光熱水料費	485,517	520,647	△ 35,130
リース料	626,364	625,838	526
ソフト費	1,062,745	595,583	467,162
表彰費	1,078,189	1,025,820	52,369
共済給付金	8,500,000	9,000,000	△ 500,000
花環代	1,275,000	1,350,000	△ 75,000
対外活動費	143,072	159,936	△ 16,864
広告宣伝費	1,646,800	896,400	750,400
新聞図書費	339,177	325,179	13,998
諸負担金	478,600	479,580	△ 980
顧問料	544,200	540,000	4,200
慶弔費	21,600	0	21,600
交通援助賛助金	200,000	200,000	0
租税公課	0	14,500	△ 14,500
上部団体会費	119,829,600	125,514,400	△ 5,684,800
雑費	100,364	51,294	49,070
経常費用計	267,958,260	273,323,682	△ 5,365,422
当期経常増減額	△ 6,816,841	300,025	△ 7,116,866
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,816,841	300,025	△ 7,116,866
法人税等	70,306	70,925	△ 619
当期一般正味財産増減額	△ 6,887,147	229,100	△ 7,116,247
一般正味財産期首残高	36,160,670	35,931,570	229,100
一般正味財産期末残高	29,273,523	36,160,670	△ 6,887,147
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	29,273,523	36,160,670	△ 6,887,147

「あおり運転」

厳罰化へ

～違反1回で
免許取消し
対象に～

あおり運転の対象 となる 一定の違反

- 車間距離不保持
- 急ブレーキ
- 割り込み運転
- 幅寄せや蛇行運転
- 不必要なクラクション
- 危険な車線変更
- パッシング
- 最低速度未満での走行
- 違法な駐停車
- 対向車線からの接近

- ・ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・ 違反点数35点
 - ・ 免許取消し(欠格期間3年)
- ※前歴や累積点数がある場合には最大10年

妨害運転①(交通の危険のおそれ)の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

妨害運転②(著しい交通の危険)

あおり運転のせいで危険が生じた場合

- ・ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・ 違反点数25点
 - ・ 免許取消し(欠格期間2年)
- ※前歴や累積点数がある場合には最大5年

妨害運転①(交通の危険のおそれ)
他の車両等の通行を妨害する目的で、「一定の違反(※左側表参照)」行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為をした場合。

あおり運転をした場合

妨害運転①(交通の危険のおそれ)

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限(内訳)				
	5年	3年	2年	1年	定年 (最終更新)
1,596 (100%)	210 (13.2%)	600 (37.6%)	86 (5.4%)	683 (42.8%)	17 (1.1%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。

※その他、補正事項あり及び違反報告未了等による保留者25名あり。

許可期限1年連続者

初回	2回連続	3回連続	4回連続	合計
261	56	19	6	342

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった341名を除く。

より一層の安全運転を心掛けてください。

19名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

また、342名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなりますが、今回も対象者ゼロでありました。4回連続の6名、3回連続の19名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

■不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和2年4月	3	0	0	3

■処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

令和2年5月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	北支部	O・Y	R2.3.6	港区新橋2-17	運送引受拒絶		表示灯使用停止 精算停止
東個協	北第二支部	A・T	R2.1.23	新橋一丁目交差点周辺	乗禁地区営業		表示灯使用停止 精算停止
東個協	杉並支部	S・T	R2.1.30	新宿区西新宿1-3	接客不良		表示灯使用停止 精算停止
東個協	練馬第二支部	N・Y	R2.3.25	中央区銀座7-4	メーター不使用		表示灯使用停止 精算停止
都営協	葛飾支部	N・E	R2.3.19	中央区銀座7-10	進入禁止無視		表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和2年5月中に処分内容の報告があったもの

※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

6月30日の道路交通法改正に伴い、あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備が行われることとなりました。他の車両の通行を妨げる目的の車間距離不保持や急な割り込み、不必要な急ブレーキなど10種類の「一定の違反」があおり運転としてみなされ、取り締まりの対象となります。また、今後は一回の違反で免許取消しとなるなど、厳しい処分が下されることとなりました。

令和2年6月1日付け期限更新許可期限1年連続者について 安全第一、法令順守の営業を

令和2年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は1621名で、更新後の許可期限の内訳は5年210名、3年600名、2年86名、1年683名、定年を迎える最終更新17名、補正事項あり及び前回更新時における違反未報告等による処分保留25名でした。

また、342名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなりますが、今回も対象者ゼロでありました。4回連続の6名、3回連続の19名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

★ 令和2年度委員会委員紹介 ★

※全て敬称略

委員会委員

委員会	委員名(団体)			担当副会長等
総 務	小堀昭男 (東個協・墨東)	大津章悦 (東個協・渋谷)	佐藤益弘 (東個協・練馬第二)	櫻井敬寛
	郷間 宗 (都営協・都民同盟)	鈴木健次 (都営協・小岩)	志賀 実 (都営協・全東京)	
教育広報	横田輝夫 (東個協・板橋第一)	平井常夫 (東個協・荒川)	星野達実 (東個協・北)	前田昭吉
	加藤篤彦 (都営協・新中野)	鈴木信幸 (都営協・葛飾)	三浦和弘 (都営協・朋友)	
経営資材	橋本淳一 (東個協・新宿)	丸山重東 (東個協・目黒第二)	若山 清 (東個協・豊島)	丸山光明
	石川栄一 (都営協・双和)	三ノ輪正助 (都営協・交友)	小倉光男 (都営協・城東)	
安全対策	小井出文夫 (東個協・足立第二)	田中映二 (東個協・文京第一)	大野芳嗣 (東個協・大田第一)	城 忍
	秋山芳晴 (都営協・事業団)	渡邊康夫 (都営協・朋友)	高橋 昇 (都営協・第一事業団)	
財 務	小嶋真吉 (東個協・大田第一)	伊藤朝浩 (東個協・品川第二)	堀口達巳 (東個協・南多摩)	水野智文
	小杉 明 (都営協・第一事業団)	川井文雄 (都営協・四〇)	平本道夫 (多摩個連・東日本)	

特別委員会委員

特別委員会	委員名(団体)			
街頭営業適正化	櫻井敬寛 (東個協・渋谷)	中田雅英 (東個協・足二)	大野芳嗣 (東個協・大一)	伊藤朝浩 (東個協・品二)
	丸山光明 (都営協・亀戸)	小杉 明 (都営協・第一事)	柴田俊勝 (都営協・相互)	黒木 聡 (都営協・足立)
東京オリンピック・パラリンピック対策	櫻井敬寛 (東個協・渋谷)	水野智文 (東個協・城南)	志摩和彦 (東個協・板一)	塩山正明 (東個協・墨田)
	城 忍 (都営協・旅客)	伊藤博敏 (都営協・亀戸)	中澤清二 (都営協・葛飾)	和田賢司 (都営協・石神井)

対外役員等

委員会等	委員等(団体)	
(公財)東京タクシーセンター評議員	秋田 隆 (東個協)	
〃 理事	富本哲哉 (都営協)	
〃 登録諮問委員会	水野智文 (東個協)	城 忍 (都営協)
〃 適正化事業諮問委員会	櫻井敬寛 (東個協)	丸山光明 (都営協)
〃 街頭指導会議	●櫻井敬寛 (東個協)	丸山光明 (都営協)
	●前田昭吉 (都個協)	城 忍 (都営協)
〃 タクシー評価委員会	城 忍 (都営協)	
〃 タクシー乗り場管理運営委員会	●櫻井敬寛 (東個協)	●前田昭吉 (都個協)
銀座ショットガン運営協議会	富本哲哉 (都営協) 前田昭吉 (都個協)	
多摩地区 登録諮問委員会	水野智文 (東個協)	
東京タクシー防犯協力会	理事:秋田 隆 (東個協)	理事:城 忍 (都営協)
	監事:丸山光明 (都営協)	幹事:松浦秀人 (都個協)

● = 小委員会委員を兼ねる

計 報		*5月	
氏名	所属団体	享年	病名
松川 光司	(東個協・足立第二)	70	前立腺癌
横川 勇	(東個協・品川第二)	75	心原性ショック
武石 夫美雄	(東個協・墨東)	57	胃癌
正木 秀徳	(都営協・江戸川)	71	肺癌
正木 実	(都営協・亀戸)	76	骨髓異形成症候群
多辺田 輝男	(都営協・東友)	66	肺癌
本間 清六	(都営協・東京西北)	67	肺癌
ご冥福をお祈り申し上げます			



〔副会長〕

櫻井 敬寛

(東個協・渋谷)



〔副会長〕

富本 哲哉

(都営協・江戸川)



〔会長〕

秋田 隆

(東個協・目黒第二)

令和2年度
一般社団法人
東京都個人タクシー協会

役員名簿

第7回定時総会並びに第62回理事会において、新役員が決定いたしました。

今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

※印は新任役員



〔理事〕

小井出 文夫

(東個協・足立第二)



〔副会長〕※

丸山 光明

(都営協・亀戸)



〔副会長〕

水野 智文

(東個協・城南)



〔副会長〕

城 忍

(都営協・東京旅客)



〔理事〕

横田 輝夫

(東個協・板橋第一)



〔理事〕

郷間 宗

(都営協・都民同盟)



〔理事〕※

橋本 淳一

(東個協・新宿)



〔理事〕※

三嶋 英治

(都営協・城北)



〔理事〕

小嶋 眞吉

(東個協・大田第一)



〔理事〕※

小杉 明

(都営協・第一事業団)



〔理事〕

小堀 昭男

(東個協・墨東)



〔理事〕※

和田 賢司

(都営協・石神井)



[理事]※

大内 哲

(東個協・杉並)



[理事]※

弘兼 秀一

(都営協・板橋)



[理事]

溝上 猛士

(東個協・品川第三)



[理事]※

石川 栄一

(都営協・双和)



[理事]※

佐藤 豊

(東個協・目黒第一)



[理事]※

加藤 篤彦

(都営協・新中野)



[理事]

齋藤 芳輝

(東個協・文京第一)



[理事]※

秋山 芳晴

(都営協・事業団)



[理事]※

福原 健吾

(東個協・北多摩)



[理事]※

岡本 利保

(東個協・新東京)



[理事]※

綾部 栄一

(東個協・墨田)



[理事]

柴田 俊勝

(都営協・東京相互)



[監事]※

小池 毅

(員外)



[監事]※

西澤 博三

(東個協・北第二)



[専務理事]

前田 昭吉

(員外)



[理事]※

福眞 強

(多摩個連・東日本)